

【 医療保険 】

● 保険単位と基本料金

後期高齢（75歳以上）		1割、現役並みの所得の方は3割	
健康保険	国民健康保険	高齢受給者（70～74歳）	1割、現役並みの所得の方は3割
		一般（70歳未満）	3割（6歳未満は2割）

● 基本利用料金

下記の料金表は訪問一回あたりの料金になります。利用料金は一ヶ月の合計金額の割合で計算しますので料金の誤差が生じます。

訪問看護基本療養費 I (1日につき)	週3日まで 5,550円 週4日以降 6,550円 (厚生労働大臣が定める疾病等 ^{*1} のみ可能)		
訪問看護管理療養費 (1日につき)	月の初日 7,400円 2日目以降 2,980円	初日合計：12,950円 2日目以降合計：8,530円	
訪問看護療養費 I + 訪問看護管理療養費 (1回あたりおおよその金額)	1割	2割	3割
	964円	1,927円	2,890円
難病等複数回訪問加算 ^{*2} 週4日以上訪問できる方	1日2回の訪問 4,500円 1日3回以上の訪問 8,000円		

^{*1}厚生労働大臣が定める疾病等（下記の疾患は介護保険利用者でも医療保険扱いとなる）

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症
脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー、
パーキンソン病関連性疾患（ヤールの分類の重症度分類は stageⅢ以上であって生活機能障
害がⅡ度又はⅢ度のものに限る）、多系統筋萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎
縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病
副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経
炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態

上記の疾患は週4日以上訪問看護が利用可能